

(目的)

第1条 この条例は、道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。)第39条の規定により市が徴収する道路の占用料(以下「占用料」という。)の額及び徴収方法を定めることを目的とする。

(占用料)

第2条 道路の占有(以下「占有」という。)につき法第32条の許可を受けた者(以下「占有者」という。)からは別表の区別に従い占用料を徴収する。

(占用料の額の算定方法)

第3条 占有者から徴収する占用料の額の算定は、次の各号による。

(1) 占用料の額が年額で定められている占有物件に係る占有の期間に1年未満の端数があるときは、月割をもつて計算し、1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。ただし、占有の期間が30日に満たないものについては、1月として計算するものとする。

(2) 表示面積、占有面積若しくは占有物件の長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル若しくは1メートルとして計算するものとする。

(3) 占用料の額が100円に満たない場合にあつては100円とする。

(占用料の減免)

第4条 市長は、占有が次の各号の一に該当すると認めるときは、占有者の申請により占用料の額の一部又は全部を免除することができる。

(1) 法第39条第2項但し書に該当する事業又は地方財政法(昭和23年法律第109号)第6条に規定する公営企業のために占有するとき。

(2) 公衆の用に供する軌道、電気、電話、ガス、水道又は下水道の事業のため占有するとき。

(3) 無料で常時一般通行の用に供し、これによつて交通の便益を増進することができる地下道の設置又は路端の占有による仮歩道の設置のために占有するとき。

(4) 道路に出入りする通路を設けるために必要な路端、法敷又は側溝上を占有するとき(車両等の歩道横断に必要な舗道防護施設を含む。)

(5) 地先から雨水又は汚水を溝等に排せつするに必要な排水管の埋設のために占有するとき。

(6) 現に家屋の敷地である沿道宅地の前から道路に出入りする通路の設置のために法敷を占有するとき。ただし、通路の幅(道路に沿う長さ)1メートル80センチメートル以上のものを除く。

(7) 水道及びガス管の各戸引込管の設置のために占有するとき。

(8) 恒例による松飾、祭典縁日又は市日のために臨時に占有するとき。

(9) 公共的性質を有する街灯の設置のために占有するとき。

(10) 前各号のほか市長が特に必要があると認めるとき。

(昭61条例14・一部改正)

(占用料の徴収方法)

第5条 占用料は、占有の期間(電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可をし、又は同法第21条の規定により協議が成立した占有することができる期間(当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占有することができる期間の末日までの期間)。以下同じ。)に係る分を、占有許可をした日又は占有の協議が成立した日(電線共同溝に係る占用料にあつては、同法第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可をし、又は同法第21条の規定により協議が成立した日(当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日))から1月以内に納入通知書により一括徴収するものとする。ただし、当該占有の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を4月30日までに徴収するものとする。

2 占有者は、占有の開始の前に占用料を市に納付しなければならない。

3 市長は、占用料が著しく多額である場合又はその他特別の事由があると認めるときは、前項の規定にかかわらず当該年度内に限り期日を定め4回以内に分納を許可することができる。

(平10条例30・一部改正)

(督促手数料及び延滞金)

第6条 前条により定める納期限内に占用料を納付しない者がある場合においては、納期限経過後20日までに督促状を発する。

2 前項の督促状1通について手数料10円を徴収する。

3 督促してもなお納付しない者に対しては、督促状指定期日の翌日から納付の日までの日数に応じ占用料滞納額につき年14.6パーセントの割合で計算した延滞金を徴収する。

4 災害、不測の事故その他市長においてやむを得ない事由があると認めるときは、前2項の規定による手数料及び延滞金を減免することができる。

(追認占用料)

第7条 許可を受けないで道路を占用した者に対し、その占用を追認した場合は追認のとき(追認前に占用を廃止したものについてはその廃止のとき)に至るまでの占用料を追徴する。

2 前項の場合によつて占用開始又は廃止の時期が明らかでないものについては市長が認定する。

3 前2項の規定による追徴占用料の額は、第3条の規定による占用料(以下「普通占用料」という。)の額の3倍以内とする。ただし、市長において特別の事由があると認める場合は、普通占用料の額まで軽減することができる。

(占用料の還付)

第8条 既納の占用料は還付しない。ただし、法第71条第2項の規定により占用の許可を取り消した場合には、その翌月分以後の占用料を還付することがある。

(この条例施行について必要な事項)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、昭和30年1月1日からこれを施行する。

(昭和45年10月12日条例第22号抄)

(年当たりの割合の基礎となる日数)

第6条 府中市の条例の規定に定める延滞金、延滞利子、違約金その他これらに類するものの額の計算につき、当該府中市の条例の規定に定める年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。ただし、当該府中市の条例に特別の定めがある場合は、この限りでない。

付 則(昭和45年10月12日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和47年12月28日条例第26号)

1 この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の府中市道路占用料徴収条例の規定により徴収すべき占用料の額が、従前の占用料の額よりも著しく増額となる場合においては、市長は、別に定めるところにより、この条例施行の日から3年間に限り、当該占用料の額の一部を免除することができる。

付 則(昭和51年4月1日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和54年3月24日条例第6号)

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

付 則(昭和55年6月25日条例第11号)

この条例は、昭和55年7月1日から施行する。

付 則(昭和58年6月30日条例第14号)

この条例は、昭和58年7月1日から施行する。

付 則(昭和61年7月1日条例第14号)

この条例は、昭和61年7月1日から施行する。

付 則(昭和62年10月1日条例第24号)

この条例は、昭和62年10月1日から施行する。

付 則(平成元年6月29日条例第22号)

この条例は、平成元年7月1日から施行する。

付 則(平成4年6月23日条例第25号)

この条例は、平成4年7月1日から施行する。

付 則(平成7年3月22日条例第8号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

付 則(平成10年9月30日条例第30号)

1 この条例は、平成10年10月1日から施行する。

2 この条例による改正後の府中市道路占用料徴収条例の規定は、平成10年10月1日以後の道路の占用に係るものについて適用し、同日前の道路の占用に係るものについては、なお従前の例による。

付 則(平成25年2月28日条例第2号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

付 則(平成29年7月6日条例第16号)

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の府中市道路占用料徴収条例(以下「新条例」という。)別表の規定は、施行日以後の占用に係る占用料について適用し、施行日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に道路法(昭和27年法律第180号)第32条の許可を受けた者の施行日以後に引き続く占用に係る占用料の額は、新条例の規定により徴収すべき占用料の額が、当該占用料を徴収する年度(以下「徴収年度」という。)の前年度の占用に係る占用料の額(徴収年度の前年度の占用の期間が徴収年度の占用の期間と異なる場合は、徴収年度の前年度の占用の期間が徴収年度の占用の期間と同一であるものとした場合に徴収すべきであった徴収年度の前年度の占用に係る占用料の額)に100分の130を乗じて得た額(以下「特例額」という。)を超える場合は、新条例の規定にかかわらず、特例額とする。

付 則(令和7年7月4日条例第22号)  
(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の府中市道路占用料徴収条例(以下「新条例」という。)別表の規定は、施行日以後の占用に係る占用料について適用し、施行日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に道路法(昭和27年法律第180号)第32条の許可を受けた者の施行日以後に引き続く占用に係る占用料の額は、新条例の規定により徴収すべき占用料の額が、当該占用料を徴収する年度(以下「徴収年度」という。)の前年度の占用に係る占用料の額(徴収年度の前年度の占用の期間が徴収年度の占用の期間と異なる場合は、徴収年度の前年度の占用の期間が徴収年度の占用の期間と同一であるものとした場合に徴収すべきであった徴収年度の前年度の占用に係る占用料の額)に100分の130を乗じて得た額(以下「特例額」という。)を超える場合は、新条例の規定にかかわらず、特例額とする。

別表(第2条)

(平10条例30・全改、平25条例2・平29条例16・令7条例22・一部改正)

道路占用料金表

	占用物件	単位	占用料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第一種電柱	1本につき1年	円 3,560
	第二種電柱		5,480
	第三種電柱		7,390
	第一種電話柱		3,180
	第二種電話柱		5,090
	第三種電話柱		7,010
	その他の柱類		310
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年
	地下に設ける電線その他の線類	19	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	3,120
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	1,910
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	6,370
	郵便差出箱及び信書便差出箱		2,670
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	19,450
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	6,370
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	130
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		190
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		280
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		380
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		570
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		760
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		1,330

	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,910		
	外径が1メートル以上のもの		3,820		
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	6,370		
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.003を乗じて得た額		
		階数が2のもの		Aに0.005を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額	
	上空に設ける通路		9,720		
	地下に設ける通路		5,830		
その他のもの		6,370			
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	190		
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	1,940		
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	1,940	
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	19,450	
	標識		1本につき1年	5,090	
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		1本につき1日	190
		その他のもの		1本につき1月	1,940
	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		その面積1平方メートルにつき1日	190
		その他のもの		その面積1平方メートルにつき1月	1,940
	アーチ	車道を横断するもの		1基につき1月	19,450
		その他のもの			9,720
	令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1年	6,370	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	1,940		
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1月	630		
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.008を乗じて得た額		
	上空に設けるもの		Aに0.016を乗じて得た額		
	その他のもの		Aに0.024を乗じて得た額		
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.008を乗じて得た額		
	その他のもの		Aに0.005を乗じて得た額		
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.016を乗じて得た額		
	その他のもの		Aに0.005を乗じて得た額		
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.008を乗じて得た額		
	上空に設けるもの		Aに0.016を乗じて得た額		

	その他のもの		Aに0.024を乗じて得た額
<u>令第7条第12号</u> に掲げる器具		占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.024を乗じて得た額

備考

- 1 占有料欄中のAは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。
- 2 第一種電柱とは電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第二種電柱とは電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電柱とは電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 第一種電話柱とは電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第二種電話柱とは電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 4 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 5 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。ただし、看板で両面を使用するものは、裏面の表示面積については5割減とする。